

9月NEWS

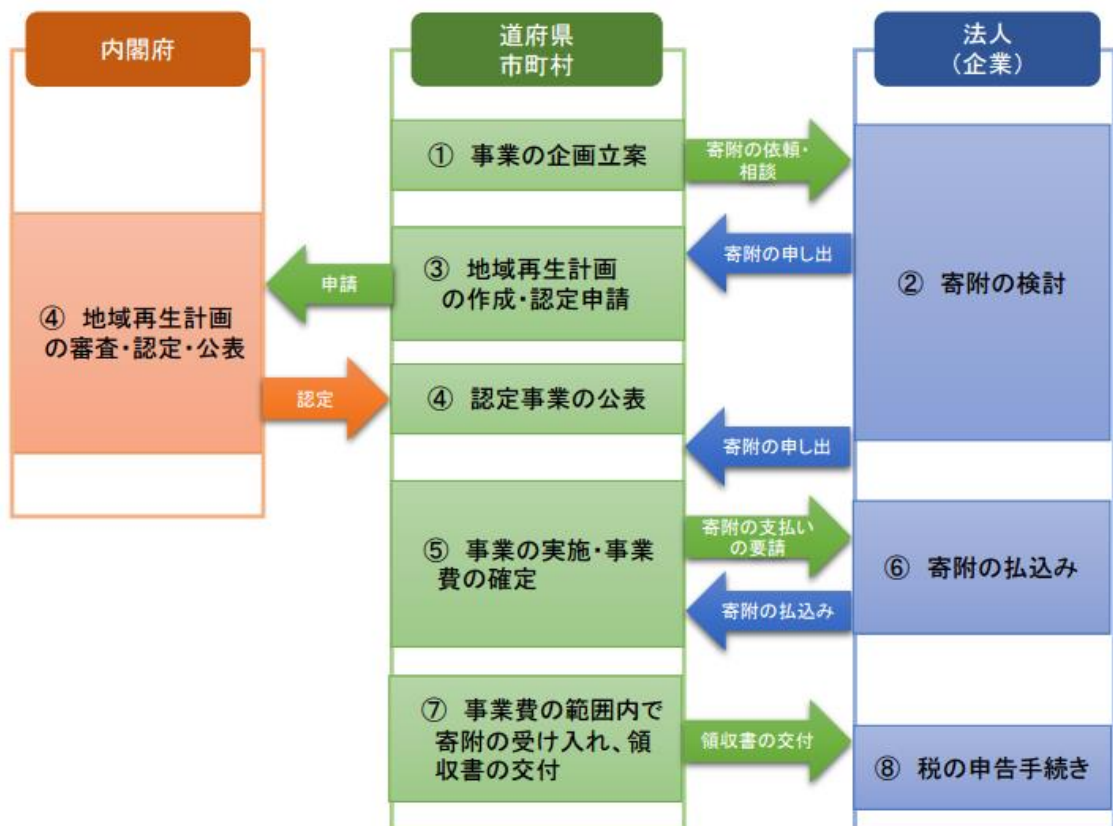
(1) 税制情報

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）についてご紹介させていただきます。

1. 制度の概要

平成28年度税制改正において、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）が創設されました。これは、法人が国の認定を受けた地方公共団体の地方創生事業に対して寄附を行った際に、既存の損金算入措置に加えて、新たに寄附額の3割相当分が税額控除される税制上の優遇措置です。その結果、法人が企業版ふるさと納税として寄附を行った場合には、最大で寄附額の約6割相当分の税負担が軽減されることとなりました。

2. 制度活用の流れ



①事業の企画立案

地方公共団体が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を企画立案し、企業に相談を行い、寄附の見込みを立てます。

②寄附の検討

地方公共団体から相談を受けた企業が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を検討します。（この時点では実際の寄附の払込はしません）

③地域再生計画の作成・認定申請

地方公共団体が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を地域再生計画として内閣府に申請します

④地域再生計画の審査・認定・公表

内閣府が「事業」を認定・公表します。地方公共団体においても、認定を受けた「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を公表します。

企業が、これを見て「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を検討することもできます。（この時点では実際の払込はしません）

⑤事業の実施・事業費の確定

地方公共団体が、認定を受けた「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を実施し、事業費を確定させます。

⑥寄附の払込み

企業が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附の払込みを行います。

⑦事業費の範囲内で寄附の受け入れ、領収書の交付

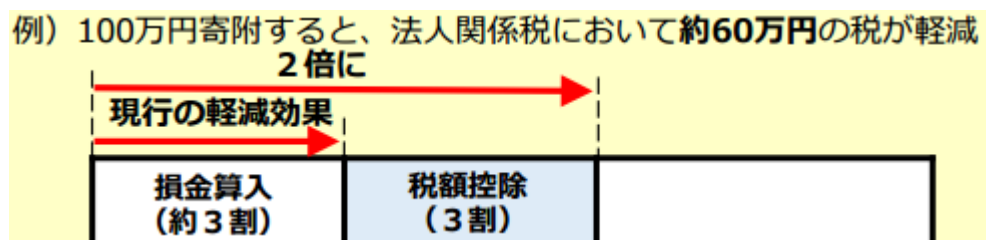
「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」への寄附を受けた地方公共団体が、寄附を行った企業に対して領収書を交付します。

⑧税の申告手続き

企業が⑦の領収書に基づき、地方公共団体や税務署に対して地方創生応援税制の適用がある旨を申告し、税制上の優遇措置を受けます。

3. 税制措置の内容

地方税法及び租税特別措置法に基づき、内閣府が認定した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行った法人に対し、寄附額の3割に相当する額の税額控除特例措置がなされます。現行の地方公共団体に対する法人の寄附に係る損金算入措置による軽減効果（約3割）と合わせて、寄附額の約6割に相当する額が軽減されます。



4. 留意点

- ①「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」へ寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
- ②自社の本社が所在する地方公共団体への寄附については、本税制の対象となりません。この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
- ③次の都道府県、市町村への寄附については対象となりません。
 - i 地方交付税の不交付団体である都道府県
 - ii 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている市町村
- ④1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- ⑤寄附の払込みについては、地方公共団体が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を実施し、事業費が確定した後に行うこととなります。また、本税制の対象となる寄附は、確定した事業費の範囲内までとなります。

5. まとめ

企業版ふるさと納税は、今までの寄附に比べメリットが2倍（正しくは負担が約半分減る）というものです。名称が似ている個人のふるさと納税とは全く異なる制度ですので注意しましょう。

(2) 9月の主な税務

9月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等	内容
9月12日	8月分源泉所得税の納付 (但し源泉所得税の納期の特例を受けている場合は、1月と7月の年2回納付となるため、今回の納付はありません。)
9月12日	8月分住民税の特別徴収税額の納付 (但し住民税の納期の特例を受けている場合は6月と12月の年2回納付となるため、今回の納付はありません。)
9月30日	7月決算法人の確定申告
9月30日	4月、7月、10月、1月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
9月30日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
9月30日	1月決算法人の中間申告

9月30日	消費税の年税額が400万円超の10月、1月、4月決算法人の3月ごとの中間申告
9月30日	消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告

(3) スタッフの一言

だんだんと日が短くなり、秋が近づいてきたように感じます。気温も涼しくなり、エアコンをつけなくても過ごしやすくなってきました。季節の変わり目でもあります。体調管理には十分留意され、素敵な秋をお過ごしください。

担当 中尾